

食事療養費 生活療養費

令和8年度診療報酬改定に伴い、令和8年6月1日から食事療養費・生活療養費が改定され、一部負担金に変更となりました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

区分		入院時食事療養費(Ⅰ)	入院時生活療養費(Ⅰ) (療養病棟に入院する65歳以上の方)
一般の方		1食につき 550円	1日につき 430円
指定難病患者の方		1食につき 330円	1日につき 0円
市町村民税非課税の 世帯に属する方	90日までの 入院	1食につき 270円	1日につき 430円
	90日を 超える入院	1食につき 220円	1日につき 430円
	低所得者Ⅰ	1食につき 130円	1日につき 430円

令和8年6月1日